

社会福祉法人 岡山県共同募金会役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山県共同募金会（以下、「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

（1）常勤役員（常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬を支給する。

（2）非常勤役員等については、報酬を支給しない。

2 役員等には、役員賞与及び退職慰労金を支給しない。

（常勤役員の報酬の算定方法）

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、勤務実態に即して支給することとし、常勤役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 前項の報酬等を支給する場合は、評議員会の決議を経て、会長が別に定める。

（費用弁償）

第4条 役員等がその職務の執行にあつたときは、「社会福祉法人岡山県共同募金会費用弁償規程」に基づき、費用を弁償する。

（本会職員給与との併給）

第5条 本会職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、給与規程に準ずる。

（公表）

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補足）

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月12日より施行する。

平成13年4月1日から施行の「社会福祉法人岡山県共同募金会役員等の報酬に関する規程」は、これを廃止する。